

掲示期間 11.27－12.6

新潟市火災予防条例の規定に基づく届出等の事務取扱いに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年11月27日

新潟市消防局長 小林 徹

新潟市消防局訓令第8号

新潟市火災予防条例の規定に基づく届出等の事務取扱いに関する規程の一部を改正する規程

新潟市火災予防条例の規定に基づく届出等の事務取扱いに関する規程（昭和37年新潟市消防本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、新潟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成20年7月1日条例第36号）の規定による電子情報処理組織を使用して届出等（以下「電子届出」という。）がされた場合は、この限りでない。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メールその他の電子情報処理組織（以下「電子メール等」という。）を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第4条第1項本文中「け」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の届出について、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項による許可（煙火の消費に限る。）を受けた者は、届出たものとみなす。

第4条に次の2項を加える。

3 署長は、第1項の届出を受理したときは、その内容が規定の要件を満たしたものについて、届出書に別記様式第1号の届出済印を押印し1部を届出者に返付するものとする。ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

4 署長は、前項のうち、条例第50条第1号、第2号、第5号及び第6号の届出事項について、局、署所に一斉に通知するものとする。

第5条第1項中「2部」を削り、同条第2項中「届出書に別記様式第1号の届出済印を押印し、その1部」を「その写し」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。